

「さっぽろ受動喫煙防止宣言」について

1 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の趣旨

これまでも札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」の策定等、受動喫煙対策の取組が検討・実施されてきました。しかし、札幌市の喫煙率は高い値が継続しており、市民や来札者の受動喫煙の機会が多い状態が継続しています。

改正健康増進法や制定予定の北海道受動喫煙防止条例（仮称）により規制が進む中、札幌市として条例等による規制を付加するよりも、市民・事業者等と協力し市全体として受動喫煙対策への関心を高め、実際の行動へつなげるための運動を広めることがより重要であると考えました。その運動の指針として表明するものが「さっぽろ受動喫煙防止宣言」です。

2 「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の構成（案）

- (1) 宣言の目的についての前文
- (2) 基本方針（5つくらいの項目）
- (3) 市民・事業者等・行政としての受動喫煙対策の取組

3 基本方針（素案）

- (1) 受動喫煙の健康への影響を理解し、受動喫煙をなくすようにする
- (2) 胎児を含む20歳未満の子どもたちを受動喫煙から守る
- (3) 従業員を受動喫煙から守る
- (4) 札幌市を訪れる人を受動喫煙から守り、また来たいと思える街にする
- (5) 禁煙したい人を支援する

4 受動喫煙対策の取組

市民、事業者等、保健医療関係者、行政等が具体的にどのような役割を担うかを取組として宣言に盛り込みます。

- （例）：【市民】子どもが参加する地域の行事では、禁煙への協力を呼びかける。
【事業者等】20歳未満の従業員が受動喫煙しないように勤務シフトや働く場所を考慮する。
【保健医療関係】受動喫煙の健康影響について、健康教育を行う。
【行政】受動喫煙の健康影響について、周知啓発を行う。

5 宣言の法的位置づけ

宣言は、市民の権利を制限する、市民に対し義務を課す等の法的拘束力はありませんが、地方自治体としての意思や方針等を内外に広く表明するものです。